

令和元年度

第8回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

# 大多喜町農業委員会総会議事録

令和元年11月6日、大多喜町農業委員会会长 押元康郎は、令和元年度第8回農業委員会総会を大多喜町役場中庁舎大会議室に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について  
議案第4号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

## <報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について  
議案第2号 農地の転用事実に関する照会について  
報告第3号 利用権の中途解約に係る通知について  
報告第4号 農地の使用貸借解約通知の受理について

## <出席委員> ( 9名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 2番委員：佐川順一郎 | 3番委員：森 紀久嗣 |
| 4番委員：鈴木孝一  | 5番委員：渡辺忠洋  |
| 6番委員：吉野公博  | 7番委員：浅野幸男  |
| 8番委員：山口 豊  | 9番委員：矢代とみ江 |
| 10番委員：押元康郎 |            |

## <欠席委員>

- 1番委員：加曾利益弘

## <出席職員>

- 事務局長 西川栄一 事務局 鈴木武彦 加曾利英男

## 開会（午後2時00分）

事務局長（西川）

本日はお忙しいところ、ご出席を頂きありがとうございます。  
ただいまから令和元年度第8回大多喜町農業委員会総会を開催します。

本日は9名の出席を頂いておりますので、大多喜町農業委員会會議規則第7条の規定により会議は成立いたします。

それでは大多喜町農業委員会會議規則第8条の規定により、押元会長に議長をお願いします。

（押元会長あいさつ）

議長（押元会長）

議事日程3 議事録署名人の指名について大多喜町農業委員会會議規則第14条第2項の規定により議事録署名人を指名いたします。本日は3番の森委員、4番の鈴木委員にお願いします。

それでは、早速ですが議事日程4の議件に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局より説明願います。

事務局（加曾利）

2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請があつたので、その可否について意見を求める。令和元年11月6日提出 大多喜町農業委員会会长 押元康郎。

番号19 所在・地番 笛倉地先外、地目 田、地積 593m<sup>2</sup>、  
権利者 大多喜町○○○○ ○○○、義務者 いすみ市○○○○ ○○○○、事由 讓受人 自作地に近く、現在も借り受け耕作しているため譲り受けたい。譲渡人 相続したが耕作できないので義兄に譲り渡したい。権利内容 贈与による所有権移転です。

申請地は、権利者の○○○氏が農業経営基盤強化促進法による利用権を設定し耕作しています。

なお、義務者は、権利者の配偶者の妹になります。

番号20 所在・地番 田丁地先、地目 畑、地積 1,368  
m<sup>2</sup>、権利者 東京都○○○○○○○○ ○○○○、義務者 鴨川市○○○○ ○○○、事由 諾受人 申請地を買い受け、長年

の夢であった営農にチャレンジし、銀杏を栽培したい。譲渡人町外に住んでおり、高齢でもあるので土地を処分したい。権利内容 売買による所有権移転です。

売買価格は確定していないとのことです。権利者は現在法人の代表をしているとのことで、実際の農業経験はありませんが、農業について勉強しているとのことで、電話でお話ししたところでは農業に非常に関心があるようでした。

申請書に添付された営農計画書によりますと、銀杏なので植え付けてから収穫するまで5、6年かかるということですが、生産した銀杏はインターネットによる販売や加工工場への直接販売を予定しているとのことです。

なお、それぞれの権利者の農業経営の状況は4ページに記載のとおりです。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。番号19について、4番の鈴木委員が現地調査を担当してくださいましたので報告をお願いします。

鈴木委員（4番）

場所は笛倉橋から平沢方面へ向かいまして、大和車両が右手にありますが、そこを左に入ったところで農道の突き当りを右に行った右下です。区画整理した田でございまして、耕作しており何の問題もないと思います。

議長（押元会長）

鈴木委員からの現地調査の報告が終わりました。質問のある方はお願いします。

佐川委員（2番）

権利者が現在耕作しているとのことで、私は問題ないと思います。

議長（押元会長）

他に質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長（押元会長）

質問がないようですので番号19については、許可することとして異議ございませんでしょうか。

異議なしの声あり

議長（押元会長） 異議なしと認め番号19について、許可することと決定します。

次に番号20については私が現地調査を担当したので報告します。

押元委員（10番）

先月28日に事務局と2人で現地確認をしてきました。場所ですが、練習所のところから左に入りまして火葬場の方にいく道路の最初の十字路を右に行き、300mほど行くと右のT字路がありまして、その手前が畠として作ったんですが、現在は作付けなしで雑草の刈り取りを済ましてありました。場所は町道から右T字路に入ったところにあるんですが、道路から約1.2mほどの高さがあり、泉水、田丁地区の土地改良をやったときに畠として作ったところで、今日において作付けされていないという状況で草だけを丁寧に刈っているという状況で、今回ここに銀杏の木を植えるということで場所的には問題ございません。今まで草だけを生やしていたところで、隣接の問題はまずなかろうかと思います。

すぐ隣に宅地が1軒ありますが、そこも問題はなく、図面の右隣に紺屋地区の土地がありますが、そこも分離されているような状況で、被害は全くないと考えています。銀杏を植えるということですが、今から植えて収穫まで私としては10年位かかるかなと思いますが、木が大きくなれば周りに日陰を作ったりとかいうことはないと思うんですが、場所的には適地として認められる場所です。以上です

議長（押元会長）

質問のある方はお願いします。

矢代委員（9番）

東京の方が新規就農する形ですが、通作距離はどこからどこまでですか。以前は千葉県内が妥当だということもあったが、今は県央道もできたしそういうことはないのか。東京以外にも農地の取得は可能なのですか。

事務局（加曾利）

特に通作距離は何キロ以上はダメということはないと思います。申請書によりますと通作距離は片道78キロで、車で1時間半という内容になっています。

電話でいろいろお話をしたんですが、銀杏を選んだ理由として銀杏であれば動物も食べないでしょうということで、本人もいろいろ勉強しているようです。銀杏であれば多少距離があっても耕

作できない距離ではないと話していました。その土地を間違いなく使うということであれば、距離が78キロだからだめというような具体的な数値は示されていないと思います。

矢代委員（9番）

今は、通作距離は県外でも大丈夫ということですね。

事務局（加曾利）

県外はだめという規定はないので、下限面積ははっきり決まりがありますが、通作距離は何キロ以上はだめというようなことは書かれていないということです。

矢代委員（9番）

荒れているところを耕作してくれるのは賛成です。銀杏をやるのであれば成功している森委員に指導を仰ぐのもいいのではないかと思います。以上です。

押元委員（10番）

私も○○さん本人に電話し、詳細は聞くことはできなかつたんですが、やる気を出して栽培したいということを言っておりました。この土地ですが先ほど申し上げましたが、基盤整備により畑として区切ったところで、青岩で埋め戻し、水はけは非常にいいところで銀杏の木を栽培するのにどうかなと思いますが、他に風当たりが強いという問題があるだけで、他に迷惑がかかるとはないと思います。ただ銀杏の木が大木になり20m位になると困るけれどもそうでなければ周辺への影響は問題ないと思います。状況としてはそういうことで話を聞いております。

議長（押元会長）

他に質問のある方はお願ひします。

山口委員（8番）

何年位で収穫できるんですか。

森委員（3番）

日本で銀杏の専業農家は1軒しかありません。そこを視察にいったとき、高齢の人が多かったので、その社長に、皆さんが生きている間に収穫できないと言わされたことがあります。木を痛めてならせる方法もあるが時間がかかります。

吉野委員（6番）

先行き不安な感じで、承認していいのか。他に何か目的があるのか。

事務局（加曾利）

電話で話したところでは、農業委員会に農地の斡旋を依頼したが農業委員会ではそのような土地はないと回答だったとのこ

とで、不動産会社を経由してこの土地があることが分かったとのことで、土地の所有に関して電話で細かい話をされていたんですが、最初は旦那さんだけの所有にしようと思ったようですが、万一のことがあるといけないので、奥さんと2分の1ずつの所有にするということで今回申請があったんですが、そのとき子供さんの話もされていて、将来は子供さんにもやらせたいというような話をされていました。

この土地はほ場整備をしてあり、農振の農用地区域ですので、家を建てる場合は、そうゆうチェックもでてくるので、この1,300m<sup>2</sup>にすぐ何かを作るということはできません。

申請者は法人の代表をしているということで、具体的にどういうことをしている法人かわかりませんが、農業で生計をたてていくということではなくて、子供が独り立ちしたので長年やりたかった農業をしたいということで、電話では、土地投資をしようとかいう印象は受けませんでした。

吉野委員（6番）

不動産屋さんが紹介したのがこの土地だったということか。

事務局（加曾利）

そうです。最初いろいろ話があって、作物を植えても猿や鹿が食べてしまうのでダメですよ。という話をしたんですが、具体的な場所がここだったので、さすがにここであれば猿は大丈夫でしょうという話をしました。ですから、ただ土地を確保するだけという印象は受けませんでした。会長は電話でお話ししたことですが如何でしたか。

押元委員（10番）

非常に丁寧な言葉づかいで、印象は悪くないです。

「本当にちゃんとやってくれるならいい話なんですが。」との声あり

「夷隅郡で銀杏を増やそうとした理由は、銀杏は、猪も猿も鹿も食べないということです。ただハクビシンが少したべるようです。」の声あり。

吉野委員（6番）

実際本人と会って話はしていないんですか。

事務局（加曾利）

代理人が入っていて、代理人が書類を持って来ているので申請者と会って話はしていません。電話では3回くらいお話をしまし

た。

吉野委員（6番）

荒れている土地がきれいになることはいいことだと思いますが、実際やってくれるのかという不安もある。東京から1時間半もかけてくるわけでしょう。

押元委員（10番）

この土地はさっきも説明したように、荒れている土地というよりも基盤整備に伴った土地で年2回くらい草を刈っています。場所的には明るくて静かでいいところです。

「遊んでいる土地が使われるということはいいことだと思いますが。」との声あり。

渡辺委員（5番）

6番委員の心配もわかりますけれども、申請者はまだ64歳なので、今は80歳くらいまで生きられますので、収穫のときまで大丈夫だと思います。年齢で制限を加えるのはどうかと思います。

佐川委員（2番）

吉野委員も本当にやるのかなと心配してるのはわかるが、銀杏を植えてみようと前向きな気持ちでいると思う。遠いところから通ってくるからということでしょうが、年間を通してどのくらい労力を使うかというと、収穫時期以外は草刈りぐらいということらしい。だとするとある程度年齢がいっても、その辺はクリアできるのではないかと思います。ですから申請者を信頼して認めざるを得ないのではないかと思います。

吉野委員（6番）

○○さんは、この土地を見て決めたのか。

事務局（加曾利）

状況はよく知つたので、見たと思います。

議長（押元会長）

他に質問のある方ございませんか。

———— 質問・意見等なし ————

議長（押元会長）

それでは番号20については、許可することとして異議ございませんでしょうか。

異議なしの声あり

議長（押元会長）

異議なしと認め番号20について、許可することと決定します。

議案第1号は以上でございます。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局より説明願います。

事務局（加曾利）

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第5条の規定による転用を伴う地上権設定の許可申請があつたので、その可否について、意見を求める。令和元年11月6日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号32、所在・地番 柳原地先、地目 畑、地積 148m<sup>2</sup>、同じく柳原地先、地目 田、地積 827m<sup>2</sup>、農地種別 2種 農用地区域 外、権利者 東京都○○○○ ○○○○、義務者 大多喜町○○○○ ○○○○ 事由 申請地を借り受け、太陽光発電施設を設置したい。ということで、転用を伴う地上権設定でございます。

土地の賃借料は年額m<sup>2</sup>当たり62円で、換算しますと60,450円です。事業に要する経費ですが、建設費として24,156千円で、これを全額自己資金で賄う計画で、関係書類が提出されております。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。番号32につきましては、私が現地を担当しましたので報告させていただきます。

押元委員（10番）

去る10月28日に事務局と現地調査に行って参りました。場所は三口橋を街の方から行って渡り、右に折れて柳原地先に入っていく道がありますが、それを入っていくと鉄道の踏切を越しまして300m位行きますと申請地があり、非常にわかりやすい土地でした。住宅も建っていますが、周りは畠、昔は田んぼ、それと夷隅川の川沿いにあります。川の方に向かっては山林というようなことで、この土地は上の方で、水には全く問題ない土地でした。以前は田んぼとして耕作していたようですが、先日見に行ったときは、草を刈ってきれいにされているという状況でした。

そのような中で、今回発電施設を設置するということではありますが、周辺には家が4軒ほど建っていますが問題ないというよう

なところでありまして、ここも造成して1段高くするというようなことでもないので、宅地とは高低差が50cm位、そうゆうような状況ですので問題はなかろうか判断しました。道路がついてますので行き来するのにも問題ないし、他の交通の障害になることもないと思います。それから雨水については自然浸透で、土手が崩れるというようなこともなさそうで、申請については問題ないと判断しました。以上で報告を終わります。

議長（押元会長）

それでは、質問のある方はお願いします。

———— 質問・意見等なし ————

議長（押元会長）

質問のある方はどうぞ。

吉野委員（6番）

柳原地区は、今田んぼを作っていますか。

押元委員（10番）

作っています。土地利用状況図ですと左側ですね。ここに田んぼがあります。でもここは基盤整備地区ではないです。  
事務局、ここは基盤整備地区ではないですね。

事務局（加曾利）

基盤整備はやっていません。

———— 質問・意見等なし ————

議長（押元会長）

質問がないようですので、番号32については、許可相当と決定することとして異議ございませんでしょうか。

異議なしの声あり

議長（押元会長）

異議なしと認め番号32について、許可相当と決定することとします。

議案第2号は以上でございます。

続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局より説明願います。

事務局（加曾利）

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について。 農業経営基盤強化促進法第18

条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について、意見を求める。令和元年11月6日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

大多喜町農用地利用集積計画案は別添のとおりです。公告を予定する日は令和元年11月11日。全部で5件で、面積の合計は15,639m<sup>2</sup>です。

まず、番号23 利用権を設定する土地・利用権の条件ですが、小沢又地先、地目 畑、地積198m<sup>2</sup>、畠として利用、借賃2,000円、利用権の設定期間 5年、期間は令和元年11月12日から令和6年11月11日まで。賃借権の設定で、毎年9月30日までに持参払い。貸付者が千葉市○○○○ ○○○○ 借受者が大多喜町○○○○ ○○○○です。

番号24 利用権を設定する土地・利用権の条件ですが、石神地先、地目 田、地積1,379m<sup>2</sup>、水田として利用、借賃玄米30kg、利用権の設定期間 6年、期間は令和元年11月12日から令和7年11月11日まで。賃借権の設定で、毎年9月末日までに持参払い。貸付者が大多喜町○○○○ ○○○○借受者が大多喜町○○○○ ○○○○です。

番号25 利用権を設定する土地・利用権の条件ですが、八声地先、地目 田、地積1,147m<sup>2</sup>、水田として利用、借賃10アール当たりコシヒカリ30kg、利用権の設定期間 5年、期間は令和元年11月12日から令和6年11月11日まで。賃借権の設定で、毎年9月30日までに持参払い。貸付者が大多喜町○○○○ ○○○○ 借受者が大多喜町○○○○ ○○○○です。

番号26 利用権を設定する土地・利用権の条件ですが、八声地先、地目 田、地積621m<sup>2</sup>、水田として利用、借賃10アール当たりコシヒカリ30kg、利用権の設定期間 5年、期間は令和元年11月12日から令和6年11月11日まで。賃借権の設定で、毎年9月30日までに持参払い。貸付者が大多喜町○○○○ ○○○○借受者が大多喜町○○○○ ○○○○です。

番号27 利用権を設定する土地・利用権の条件ですが、笛倉地先、地目 畑及び田、他20筆で計21筆、地積合計12,294m<sup>2</sup>、畠として利用で使用貸借権の設定です。利用権の設定期間 10年、期間は令和元年11月12日から令和11年11月11日まで。貸付者が大多喜町○○○○ ○○○○ 借受者が千葉市中央区市場町1番1号 千葉県園芸協会理事長 間淵誠一。

27番は、千葉県園芸協会が借りた後、議案第4号ででてきますが、株式会社〇〇〇〇へ貸し付ける予定です。利用権の設定を受けるものの農業経営の状況は15ページのとおりでございます。また、千葉県園芸協会に関しましては農用地面積は記載しませんでした。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。質問のある方はお願いします。

吉野委員（6番）

〇〇〇〇という会社ですが、〇〇とおなじような会社ですか。

事務局（加曾利）

〇〇〇〇はこの議案第3号ではでてきていないので、次の議案中で説明させていただいていいでしょうか。これはあくまでも葉県園芸協会に中間管理権を設定するという議案なので、〇〇〇〇は次の議案の中ででてくるので次の議案で説明させていただきます。

吉野委員（6番）

あと、田んぼも畠として使用するんですね。

事務局（加曾利）

これは、次の議案にでてくるのと同じなんですが、あくまでも中間管理機構である、千葉県園芸協会に中間管理権を設定するものなんですね。ただ、これとセットなので次の議案を説明してからの方がいいということであれば、そうゆう進行をしていただければ説明しますが、この議案の中には〇〇〇〇は一切でできませんので、次の議案で説明させていただきます。

「一緒にやった方がいいんじゃないの。」との声あり。

森委員（3番）

議長、一緒に進めてもらってはどうですか。

事務局（加曾利）

議案第4号と関係があるので、一緒に進めてはどうですかという意見なんですが。いかがでしょうか。

「それでいいんじゃないですか。」の声あり。

渡辺委員（5番）

事務局から話がでてますので、番号27をはずしてと議案第4号と一緒に説明してはどうですか。関連があるので。

議長（押元会長）

事務局お願いします。

事務局（加曾利）

番号23から26までと、番号27を分けるということでしょうか。

議長（押元会長）

はい。それでは、番号23から番号26までは、説明通りでよろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長（押元会長）

それでは異議なしと認めます。次を説明してください。

事務局（加曾利）

16ページをお願いします。

議案第4号 農用地利用配分計画案の意見聴取について。農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を定めるにあたり、同法第19条第3項の規定に基づき、大多喜町長から諮問を受けたので、その可否について、意見を求める。令和元年11月6日提出、大多喜町農業委員会会长 押元康郎。

農用地利用配分計画（案）については、別添17ページ以降のとおりです。直近では、〇〇〇〇が入ったときと手法と同じですが、そこに中間管理機構が中間管理権を設定し、その土地を借受希望がある方に貸すということですが、実際には町と中間管理機構が相談しながら作って、それを中間管理機構にだすというようなことです。

権利を設定するものは、株式会社〇〇〇〇で会社の概要は後ほど説明します。住所は大多喜町〇〇〇〇、権利を設定しようとする土地は、先ほどの議案第3号の番号27と同じで、笛倉地先、地目 畑及び田、他20筆で計21筆、地積合計12,294m<sup>2</sup>、畠として利用でいずれも使用貸借権の設定です。土地の所有者は〇〇〇〇さんで、株式会社〇〇〇〇の代表者は、土地所有者の〇〇〇〇さんの配偶者となります。要するに旦那さんの土地を奥さんが会社を作つて借りるという形になります。

20ページの下の方ですが存続期間が10年間ということで、認可の公告日から令和11年11月11日まで、これは先ほどの利用権設定と同じです。認可の公告日とは知事の認可の日で、これはあくまでも案なので知事の認可を受けてからということになります。21ページは農用地配分計画の共通事項ということで、千葉県園芸協会の様式となります。

23ページは会社の概要ですが、正式名称は株式会社〇〇〇〇、左にある農地12,294m<sup>2</sup>というのは借り受けようとする農地の面積です。株式会社〇〇〇〇の代表者は、〇〇〇〇〇さんで、住所は大多喜町〇〇〇〇で、先ほど申し上げましたが土地所有者の〇〇〇〇さんの奥さんです。会社の概要ですが、株式会社〇〇〇〇は、令和元年6月設立で、会社の目的は、定款によりますと、「農畜産物を原料とした製造、加工、生産、販売」、「農畜産物の販売、貯蔵、運搬、生産」、「農業生産に必要な農業生産用資材の製造」、「農作業の受託」などとなっています。

土地の利用計画ですが、町に青年等就農者認定申請書というものがだされておりまして、これによりますと路地によるナバナの栽培、2年目からは水耕栽培によるベビーリーフの栽培を予定しているとのことです。

これまで〇〇〇〇さん関係では、私の知る範囲で2回ほど賃貸借と使用貸借による申請がでていて、今回の申請の21筆の中に〇〇〇〇さんのお父さんの〇〇〇〇さんの土地を〇〇〇〇さんが使用貸借で借りるという申請がででいまして、今回〇〇〇〇さんが亡くなつたので使用貸借を解約したということで、後ほど報告の中にもありますが、これまでいろいろやろうとしたわけですが、今回株式会社を作つてやりたいということで申請されています。

この配分計画を受けるためには、土地の貸し借りを希望する者が中間管理機構、千葉県の場合は、千葉県園芸協会になりますが、この中間管理機構が農用地の借受を希望する者を募集いたします。それに応募して登録を受ける必要があるわけですが、〇〇〇〇はその募集に応募して登録を受けているということで、インターネットでも公表されていますが、そのような形になっております。

それとこの計画は現在は案ですので、これを農業委員会にかけて、法律上農業委員会の意見を聴くようになっていますので、農業委員会で意見がなければ知事の認可をはじめて受けて、使用貸借権が設定されるということです。

株式会社〇〇〇〇は千葉県園芸協会で登録されているということでひとつのチェックを受けているということになるのではいかと考えております。

事務局の説明が終わりました。質問のある方はお願いします。

議長（押元会長）

渡辺委員（5番）  
事務局（鈴木係長）

議長（押元会長）

森委員（3番）

鈴木委員（4番）

議長（押元会長）

事務局（鈴木係長）

議長（押元会長）

議長（押元会長）

事務局（加曾利）

21筆の土地は今まで何をやっていたんですが。  
当然すぐ耕せるような状態になっております。

他に質問のある方はお願いします。

これだけの面積は、だいたい固まっているのですか。

去年1年間はすべて休耕していました。私の知る限りでは笛倉の方は今年はナバナの栽培をしていました。馬場内の方は今年作付けをしていません。地番はよくわからないが、田んぼは2枚で1反5畝くらい耕作しています。

だいたい2団地になっていますね。みんなくっついているが稻作をやっている田んぼだけ離れています。

それとソラマメとニンニクを一生懸命やってます。

事務局から今の説明について補足がありますか。

ありません。

---

#### 質問・意見等なし

---

質問がないようですので、議案第3号の番号27と議案第4号については、異議なしと決定することとして異議ございませんでしょうか。

異議なしの声あり

異議なしと認め議案第3号の番号27と議案第4号については、町長から示された原案に対し、異議なしと決定することとします。

議件は以上でございます。

続きまして、報告事項を事務局からお願ひします。

24ページをお開きください。

報告第1号。農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による相

続の届出があったので報告する。令和元年11月6日 大多喜町農業委員会会长 押元康郎。

番号20、所在・地番 笛倉地先他17筆、地目 田及び畠、計18筆、地積合計16,687m<sup>2</sup>、登記原因・権利取得日 相続 令和元年10月9日、権利者 東京都○○○○ ○○○○。

次に報告第2号。農地の転用事実に関する照会について。下記のとおり千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。令和元年11月6日 大多喜町農業委員会会长 押元康郎。

番号14 所在・地番 船子地先他4筆、地目 田及び畠、地積合計2,251.3m<sup>2</sup>、変更登記地目 山林、登記原因・日付 昭和年月日不詳、内容として本件土地のうち480番3はかなり以前から耕作されておらず、現況は竹が密生した狭い土地である。

周囲の状況は、南側は鉄道用地に接しているものの他はすべて山林に囲まれており、耕作道もなく再び農地として耕作できる土地に回復することが極めて困難な土地であると判断し、非農地と回答した。

797番1及び797番3は竹が密生し、人が出入りするにも支障がある状況である。また、799番は竹が密生しているほか、一部に杉が植林されており、807番1は竹が密生しているほか、一部に雑木が見られる。

これらの4筆の土地はいずれも農地法第4条の規定により山林転用の許可を受けており、位置的にも夷隅川左岸沿いの低地にあり、夷隅川の水位が上がった場合には浸水が想定される土地である。

このようなことから農地として使用することは困難であり、非農地と回答した。土地所有者は、埼玉県○○○○○○ ○○○○

番号15 所在・地番 笛倉地先、地目 田、地積657m<sup>2</sup>、変更登記地目 宅地、登記原因・日付 昭和55年月日不詳、内容として本件土地には昭和55年ごろ地区の生活改善センターが建設され、以後この建物の敷地として使用されているため非農地と回答した。

土地所有者は、いすみ市○○○○ ○○○○

次に報告第3号。利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による中途解約に係る通知があったので報告する。令和元年11月6日 大多喜町農

業委員会会長 押元康郎。

番号4 所在・地番 八声地先、地目 田、地積1, 216m<sup>2</sup>、  
貸付人 大多喜町○○○○ ○○○○、借受人 大多喜町○○  
○○ ○○○○、契約を存続できない事由 自宅から遠く、耕  
作に不便なため。

次に報告第4号。農地の使用貸借解約通知の受理について。  
下記のとおり、農用地使用貸借権の中途解約に係る通知を受理し  
たので報告する。令和元年11月6日 大多喜町農業委員会会長  
押元康郎。

番号1 所在・地番 馬場内地先他2筆、地目 田及び畠、地  
積合計1, 199m<sup>2</sup>、貸付人 大多喜町○○○○ ○○○○、借  
受人 大多喜町○○○○ ○○○○、契約を存続できない事由  
として貸付人の死亡によるためです。

以上でございます。

議長（押元会長）

以上、報告事項でございます。ご了解いただきたいと思います。  
他には特にないようですので、以上をもちまして本日の総会を  
閉会させていただきます。

閉　　会（午後3時22分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年11月6日

議長 押元 康即

署名委員 森 紀久嗣

署名委員 金木 春一